

見積合わせに関する注意事項及び契約特定条件

工事名 道路環境整備工事(融雪設備修繕工)

工事場所 一般国道140号／秩父市大滝地内

1 見積合わせ手続き等の方法

この工事は、資料の提出、届出及び見積合わせを埼玉県電子入札共同システム（以下「システム」という。）により行う対象工事です。

その他、電子見積合わせに係る運用については、この公告に定める以外は「埼玉県公共工事等電子入札運用基準」によります。

見積合わせ希望者は、埼玉県財務規則及び建設工事請負等競争入札参加者心得に従い、埼玉県建設工事標準請負契約約款、設計図書、工事場所等を熟知の上、見積して下さい。

2 見積合わせ執行に関する事項

- (1) 入札保証金 ー
- (2) 仕様書を示す方法等 入札情報公開システムへ添付する。
- (3) 現場説明の日時及び場所 無し
- (4) 質問受付及び回答

質問がある場合は、令和8年9月7日16時までに、質問を電子入札システムにより提出すること。質問に対する回答は、原則、見積書受付開始日の前日までに電子入札システム上に掲示する。

見積合わせ参加者は、質問の提出の有無にかかわらず、電子入札システムに掲示する質問に対する回答の全ての内容を必ず確認した上で、見積合わせに参加すること。

なお、質問に対する回答の全ての内容は、すべての見積合わせ参加者に適用する。

また、見積合わせ参加者から質問がない場合でも「質問に対する回答」を利用して発注者から見積合わせ参加者へお知らせを掲示することがある。

(5) 注意事項

契約者の決定に当たっては、システムに入力された金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約価格とするので、見積合わせ参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額をシステムに入力すること。

3 契約の特定条件

- (1) 契約保証金は、契約金額の10分の1以上。ただし、財務規則第81条第2項各号の規定により免除できる場合は、免除する。
- (2) 前金払をする。（その額は、契約金額の40%以内とし、1万円未満の端数は切り捨てる。）
- (3) 中間前金払をしない。
- (4) 部分払いをする。
- (5) 現場代理人

本件は、「現場代理人及び現場責任者の常駐規定の緩和について」により、常駐を要する期間において常駐規定を緩和する。

4 その他

- (1) 見積を希望しない場合は、参加しないことができます。
- (2) 過去1年間に贈賄などの不正行為により、逮捕等され又は本県内で工事事務等を起こし、かつ県に通報していない場合は、開札日の2日前までに申し出て下さい。
- (3) 民事再生法及び会社更生法の規定に基づく手続き開始の申立てを行っている者はその旨を発注課所に届け出て下さい。
- (4) 本工事の契約は、立会人型電子契約サービスを利用した電子契約（契約書を電子データで作成し、押印に代わる電子署名と電磁的記録が改変されていないことが確認できるタイムスタンプを付与するもの）による締結を予定する（受注者が電子契約に同意しない場合は、紙の契約書により締結する）。締結には、発注者が指定した電子契約事業者の立会人型電子契約サービスを利用し、受注者は利用に係る費用負担が生じないものとする。なお、受注者は、契約締結に利用するメールアドレスを用意する必要がある。